

健康食品相談窓口のご案内

健康食品については、健康志向が高まるなか、多種多様な製品が市場に流通しています。一方、中国製ダイエット食品による健康被害事例のように、医薬品成分が含まれた健康食品による健康への影響が心配される事例も後を絶ちません。

このため、健康食品に関する各種相談に応ずるため、岐阜保健所内に健康食品相談窓口を新たに設置しました。

医師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、保健師などが総合的に皆様の相談に応じます。

【相談時間】

平日 8 : 30 ~ 17 : 15

(土、日、祝日、年末年始は除きます)

【相談の方法】

保健所に来て頂くか、あるいは電話での相談も受け付けます。

各務原市那加不動丘 1-1 健康科学センター 2 階

岐阜保健所 生活衛生課

TEL 058-380-3003

【受け付ける相談の例】

- 利用している健康食品がどんな物なのか、安心できる物かどうかなど、健康食品 そのものに関する相談
- 病気や利用している薬と健康食品との関係についての相談
- 利用している健康食品が法的に問題がない物かどうかについての相談
- 健康食品による健康被害などに関する相談

なお、相談の内容に応じ他の機関(消費生活センターなど)へ紹介します。